

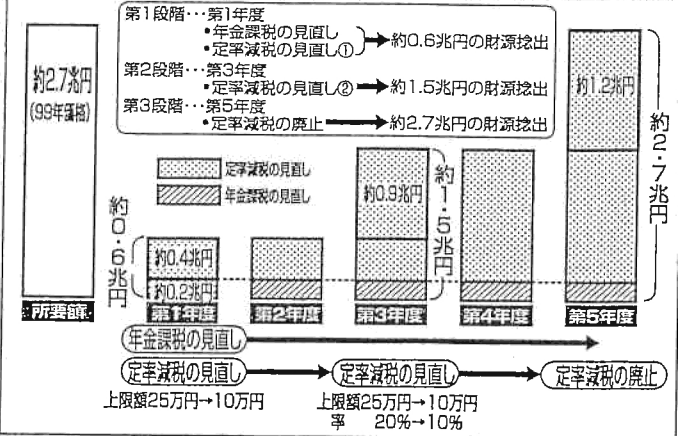
北側一雄公明党政務調査会長試算

基礎年金国庫負担割合

2分の1への引き上げについて

来年の年金制度改革で重要課題の一つとされる基礎年金の国庫負担割合の2分の1（現在3分の1）への引き上げについて、18日の公明党中央幹事会で北側一雄政務調査会長が提示し、試算として「承された」3段階引き上げ案（北側試算）の全文を紹介しします。

年金国庫負担2分の1への引き上げに伴う財源調達について(3段階引き上げ案)



具体案(3段階引き上げ案)

- 第1段階(第1年度)**
 (国庫負担割合) 1/3→7/18
 (主たる財源措置) 年金課税の見直し
 定率減税の見直し①
 (上限額25万円→10万円)
- 第2段階(第3年度)**
 (国庫負担割合) 7/18→8/18
 (主たる財源措置) 定率減税の見直し②
 (率20%→10%)
- 第3段階(第5年度)**
 (国庫負担割合) 8/18→1/2
 (主たる財源措置) 定率減税の廃止

骨子

○国庫負担3分の1から2分の1への引き上げは、5年をかけて段階的に引き上げ、2008年度を目途に2分の1とする。(3段階引き上げ案)

○主たる財源は、所得税の定率減税の段階的見直し、年金課税の見直しで充当する。(約2.7兆円)

所得税の定率減税の見直し

個人所得課税の定率減税

内容	所得税	税額の20%を控除(25万円を限度)
	個人住民税	所得割額の15%相当額を控除(4万円を限度)
減収額	所得税	2.5兆円
	個人住民税	0.8兆円

所得税の定率減税の引き上げは、3段階で行い、第1段階で、まずは「上限額」を25万円から10万円への引き上げを行い、第2段階で「率」を20%から10%への引き上げを行うことと、より減税の効果を上げていく高所得層から負担増を先行するところ、中堅所得層以下の家計も負担増を一定の範囲で行うことと適宜である。

所得税(国税)定率減税による減税額の変化(試算)

給与収入	現在の定率減税による減税額	第1段階(上限10万円)	第2段階(率10%)	第3段階(廃止)
300万円	0	0	0	0
500万円	2.4	2.4	1.2	0
700万円	5.3	5.3	2.6	0
1000万円	13.8	10	6.9	0
1500万円	25	10	10	0

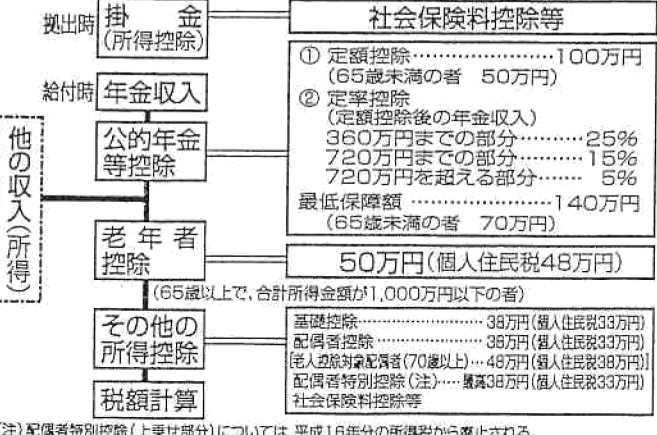
<夫婦子2人:2004年ベース>

所得税の定率減税見直し案による、給与収入別の負担の変化については、以下の通りなることと推計される。

留意点

所得税の見直しによる財源のうち、地方交付税協定分については、交付税の原資とせず、国の財源として使用するものとする。その際、地方財政に大きな影響が出ないよう、毎年度予算における地方財政対策において、適切に対応することとした。

公的年金等に対する課税の仕組み



年金課税の見直し

年金受給者を含む高齢者は、現役世代に比べ、課税最低限が高い状況にある。今後ますます進行する少子高齢社会の中で、社会保障の負担をはじめ現役世代の負担が過重になってきており、社会保障制度を維持し、また、経済の活力を維持していくためには、現役世代との負担の公平・バランスを考慮していく必要がある。よって、税制面においても、負担力のある高齢者には、能力に応じて適切な負担を求めていくことが重要と考える。

その際、年金収入のみで生計を立てている低中所得者には十分に配慮することは当然である。他方、年金以外に高い所得のある方について

は、世代内の公平という観点から、一定の負担増をお願いすることが望ましいと考えている。

見直しにあたっては、年金受給者の大半を占めるモデル年金世帯(年額一夫203.5万円、妻79.7万円)は、従来どおり「非課税」とすべきと考えている。

こうした観点から、具体的な見直しの方向性としては、①老年者控除の見直し(有力案＝「所得総額100万円以下」の控除要件を引き下げる)②公的年金等控除の見直し(有力案＝65歳以上の定額控除・最低保障の上乗せ部分<それぞれプラス50万円、プラス70万円>の見直し・廃止等)――が考えられる。